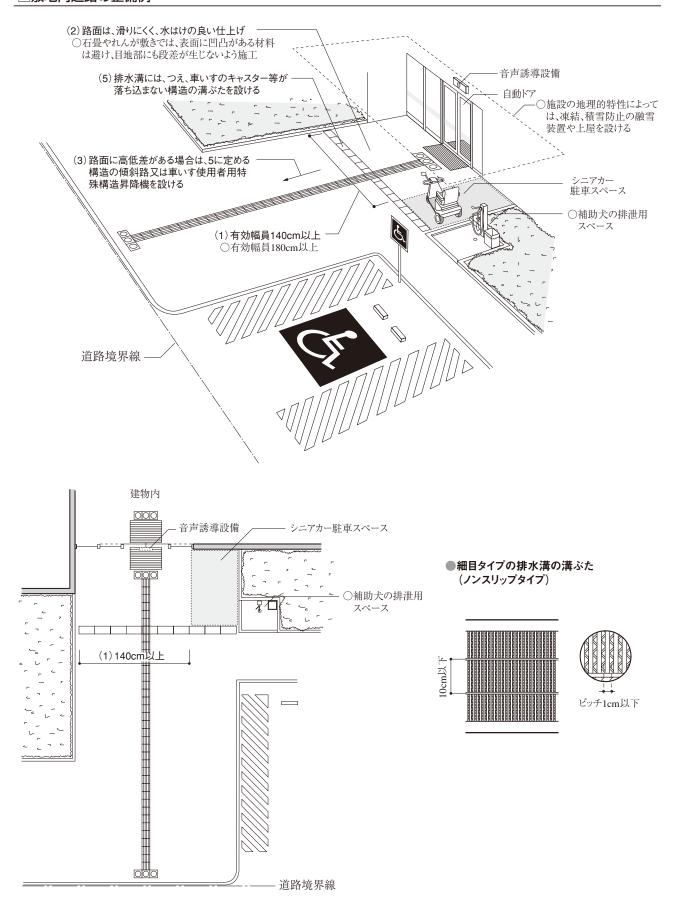
敷地内通路

1

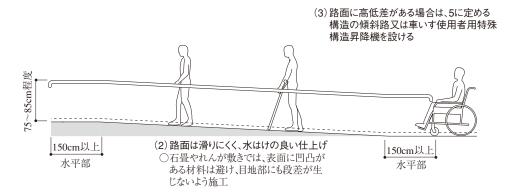
整備の基本的な考え方

- ○道路及び駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、誰もが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように 整備する。
- ○敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分対応できるように安全な通路として整備する。
- ○敷地内通路は原則として歩車道分離とする。

整備基準		解説	望ましい水準
直接地上へ通ずる出入口から敷地に接する道に至る敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路は、次に定める構造とすること。		 ●原則として、最も主要な出入口(表玄関)に接続させるが、その他の出入口に至る経路についてもできるかぎり整備する必要がある。 ●敷地内通路の位置については、歩車道の分離に極力配慮する必要がある。 	○必要に応じて手すりを設けること。 ○敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置すること。 ○施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設けること。 ○整備された出入口に通ずる敷地内通路は、地形の特殊性により困難な場合以外は整備すること。 ○補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)利用者への配慮として、補助犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮すること。
(1) 有効幅員	有効幅員は、140cm以上とすること。	 「有効幅員」とは、内のりのことであり、手すりやキックプレート等がある場合は、その内側からの寸法となる。以下同じ。 「140cm」は、車いすが転回(180°方向転換)できる寸法である。 	○車いす同士のすれ違いを考慮し、180cm以上とすること。
(2) 路面の仕上げ	路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上 げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	○石畳やれんが敷きでは、表面 に凹凸がある材料は避け、目 地部にも段差が生じないよう 施工すること。
(3)路面の高低差 の処理	路面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。ただし、高低差が2cm以下の場合は、この限りでない。	 ●車いす使用者が、自力で傾斜した通路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする必要がある。 ●車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外への側面へ傾斜させないこと。 	○3において規定する小規模施設及びその他の非該当施設に関しても、傾斜路のこう配は、1/15を超えないこと。
(4)段	段を設ける場合は、6に定める構造とすること。		
(5) 排水溝の溝ぶた	排水溝には、つえ、車いすのキャスター等(以下「つえ等」という。)が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。		



●縦断こう配の設計例



●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置例

